

【主な改正内容】

省力化区分の補助対象経費、アに乗用型茶園摘採機と乗用型茶園管理機を追加する。

1 交付要綱別表第1(第3条関係)、省力化区分、補助対象経費の改訂

(旧)

ア 軽トラックで運搬可能な自走式茶園管理機本体及び機械本体に装着する作業機の導入に係る経費

(新)

ア 乗用型茶園摘採機本体、乗用型茶園管理機本体、軽トラックで運搬可能な自走式茶園管理機本体、及び機械本体に装着する作業機の導入に係る経費